

令和 8 年度 村山市国際学術交流育成補助金募集要項

この補助金は、高校生の国際的・学術的活動を推進し、地域振興のために活躍できる人材を育成するため、国外で行われる発表会等に参加する生徒を支援することを目的としています。

1. 申請期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※令和 9 年 3 月 31 日までに事業が終了できること。

※申請前に事業を開始した場合は、対象となりません。

※申請は在学中 1 回のみとします。

※予算がなくなり次第終了となります。



2. 対象者

村山市内在住の高校生、高等専門学生（第 1～3 学年）

※日本国内における大会等の予選を通過し、その功績を認められて国外で活動を与えられたもの

※補助金の交付は金銭管理に配慮し対象者の保護者に対して交付する

3. 対象事業

①学校での学術的活動に関連し、国外で発表等を行うもの

②専門知識や技能の習得に資する、国外で開催される研修会等に参加するもの

4. 補助対象経費

交 通 費	実支出額または最も経済的な通常の経路により算出した額のいずれか少ない額
宿 泊 費	実支出額または交付基準額のいずれか少ない額（食事代は除く）
受講料・参加費	実支出額

5. 補助金額

上限 20 万円まで（補助対象経費額の 4/5（千円未満切り捨て）または 20 万円のいずれか少ない額）

6. 提出書類

<交付申請時>

①申請書（様式第 1 号） ②事業計画書（抱負など 400 字程度） ③収支予算書

④その他事業内容がわかるもの

（大会等のパンフレット、国内予選通過を証明する書類、見積書・明細書）

<実績報告時>

①実績報告書（様式第 3 号） ②事業実績書（成果など 600 字程度） ③収支決算書

④領収書など（明細がわかるもの） ⑤大会等に参加したことがわかる書類

⑥活動の様子がわかる写真（3 枚程度）、大会等の動画など

7. 手続きの流れ

補助金申請受付 → 審査・決定 → 事業実施 → 実績報告提出 → 補助金交付

8. 提出・問合せ先

村山市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 Tel0237-55-2111（内線 331）